



かめだ

平成14年(2002)

3/15

No. 735

◆編集 亀田町役場企画調整課 〒950-0195 新潟県中蒲原郡亀田町泉町3丁目4番5号 ☎(025) 381-2111 FAX (025) 381-7090

URL <http://www.town.kameda.niigata.jp>

4月から国民年金の納付場所が変わります

現在、町が行っている保険料収納業務は、4月から社会保険庁（国）が一括して行うことになりました。

これに伴い、平成14年度分（14年4月分～15年3月分）からは、役場会計課窓口で国民年金保険料を納付することができなくなりますので、お近くの郵便局・金融機関の窓口にてお願い致します。

なお、平成13年度分（13年4月分～14年3月分）につきましては、4月30日まで、役場会計課窓口でも納付して頂けます。

※納付書は4月上旬に、社会保険庁より1年分がまとめて郵送されます。

※口座振替を利用されている方は、そのまま継続して、ご利用頂けます。

住民課 国民年金係 ☎381-2111 内線161

かめだ梅まつり

まつり期間

3月31日(日)～4月6日(土)

梅の道、散策のスタンプラリー

日時 3月31日(日)・午前10時～午後2時

受付 亀田町役場・駐車場

イベント

- 散策参加者全員に、かめだ特産の梅干をもれなく進呈。
- 散策コース途中で、荻曾根神社で「甘酒・梅干し」で休憩してください。



—— 亀と梅と夢のある町“かめだ” ——

主催 亀田町梅の里づくり推進会議／亀田町梅実組合

問い合わせ 亀田郷なみ農業協同組合 ☎382-6363

亀田町役場・農政商工課 ☎381-2111

4月より生涯学習課が

町民会館に移動します

4月1日から、教育委員会に町民会館の管理運営事務を委任することになりました。これにより生涯学習課は町民会館に移動します。町民会館の事務に変更はありません。

教育委員会 生涯学習課

変更前 ☎381-2111

内線260262

変更後 ☎382-3703

※町民会館の電話番号(☎382-3780)は変更ありません。

リサイクルを
成功させるために
分別の徹底を！

分別の現状

- ・分別を開始した昨年の4月当初は「プラスチック製容器包装類」以外のプラスチックが大変多く混入していましたが、現在は大分少なくなってきました。しかし、ペットボトル（♻️マーク）がまだ多く混入しています。このペットボトルの回収は現在スーパー、コンビニなどに置かれている町専用ボックスで拠点回収を行っています。（これは「プラスチック製容器包装類」と素材が異なり、リサイクル方法が違うためです。）
- ・マヨネーズ・ケチャップ・ソースなどの「多量の残りかす」のついたトレイやチューブが多く見られます。

分別基準

・「プラスチック製容器包装類」の定義について
商品が入っていた容器、商品を包装していたもので、材質がプラスチックのものをいいます。中身の商品を取り出したり使い切ったときにいらなくなるものです。



- ・出し方について
容器や包装に異物や汚れが残っているとリサイクルできません。
- Q 汚れを落とすレベルは、どの程度洗浄すればよいのか。
- A 汚れを落とすレベルとしては、目で見て汚れが取れていけばよい程度にすすいでください。食器を洗った残り水等で軽くすすぐか、使用済みの紙でふき取るなど工夫してください。歯磨き、からし、ケチャップ等のチューブ容器の汚れの取りにくいものは、保管時に逆さまにしたり、溜めた水の中でもむと比較的簡単に汚れがとれます。

◎4月からのごみ分別変更のお知らせ

- (1) ペットボトル（♻️マーク）のステーション回収を4月より（週1回）実施します。
*出すことができる「ごみステーション」は、缶・びんを収集しているところです。（詳しくは、町内の区長・衛生支部長・衛生班長さんなどにお尋ねください。）
*スーパー・コンビニ等での拠点回収（町の専用ボックスでの回収）については、今までどおり実施します。
- (2) 「燃やさないごみ」の収集を月1回から2回とします。

◎詳細については、14年度版のごみカレンダー等を参照してください。

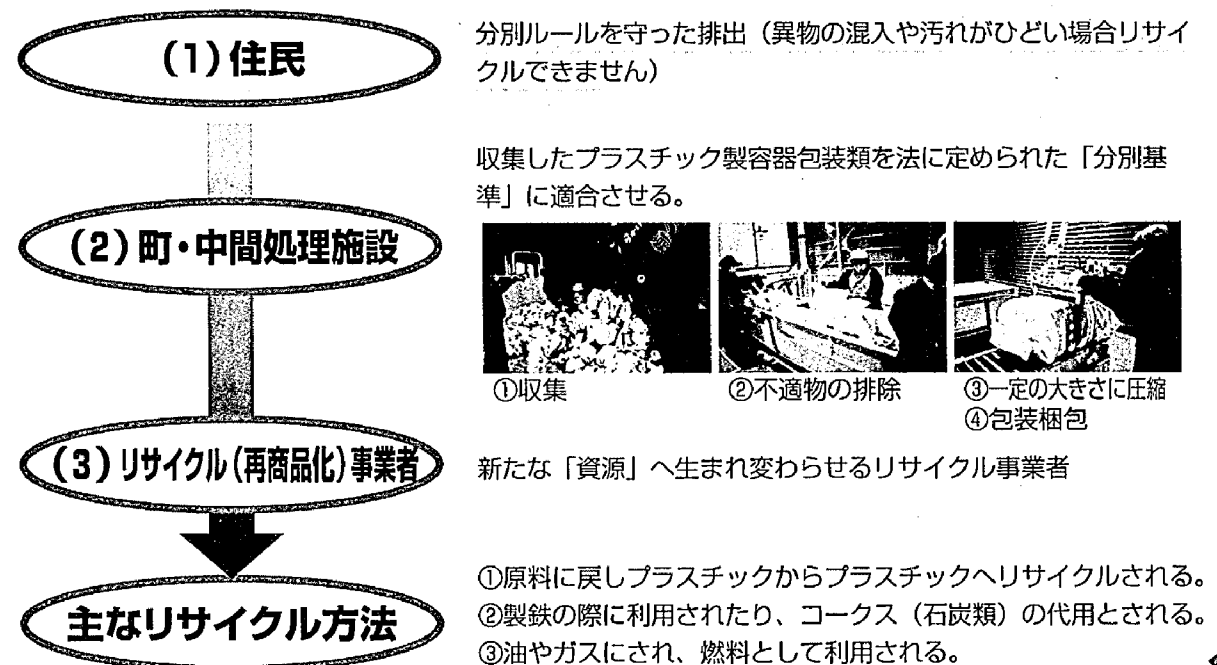
問い合わせ 役場環境生活課 ☎381-2111 内線150・151

4月から 「プラスチック製容器包装類」の 本格的なリサイクルが 始まります。

昨年4月より分別収集を始めた「プラスチック製容器包装類」について、平成13年度の1年間は町民の皆さまから分別に慣れてもらうこと、また町のリサイクル施設の整備を図るということで準備を進めてきたところです。

今回、町施設の整備が整いましたので4月から本格的にリサイクルを始めます。さて、この「プラスチック製容器包装類」は、家庭ごみの3割～4割の量（容積）を占めると言われ、町ではこれらプラスチック類を不燃ごみとして埋立て処分を行ってききました。これらの埋立容量は全体の7割にもなり、「ごみ最終処分場」の使用年数ひばくの要因となっていました。この「ごみ最終処分場」の延命化を図るためにも、また限りある資源の有効利用からもリサイクルを推進する必要があります。町民の皆さまからは、一層の「リサイクルの推進」と「分別」のご協力をお願いします。

「プラスチック製容器包装類」のリサイクルの流れは、次のとおりです。



新潟市のサービス水準を基準とした各種事務事業比較総括表

1市2町で各分野において事務事業を比較し、次のとおり評価した。
 「上：新潟市と比べて2町のサービスが上回っている」「同：新潟市のサービスと同程度である」「下：新潟市と比べて2町のサービスが下回っているもの及び、2町に制度がないもの」「他：サービスの内容と対象のとらえ方などに差があり、単純に比較できないものなど」

分野	比較区分	亀田町		比較区分	横越町	
		事業数	割合		事業数	割合
全体 (191事業)	上	18件	9.4%	上	11件	5.8%
	同	31件	16.3%	同	27件	14.1%
	下	107件	56.0%	下	115件	60.2%
	他	35件	18.3%	他	38件	19.9%

分野別	比較区分	亀田町		比較区分	横越町	
		事業数	割合		事業数	割合
保健福祉 (77事業)	上	7件	9.1%	上	3件	3.9%
	同	16件	20.8%	同	15件	19.5%
	下	36件	46.7%	下	40件	51.9%
	他	18件	23.4%	他	19件	24.7%
住民生活 (38事業)	上	5件	13.1%	上	2件	5.3%
	同	6件	15.8%	同	5件	13.1%
	下	21件	55.3%	下	23件	60.5%
	他	6件	15.8%	他	8件	21.1%
教育・文化 (18事業)	上	1件	5.5%	上	1件	5.5%
	同	3件	16.7%	同	3件	16.7%
	下	10件	55.6%	下	10件	55.6%
	他	4件	22.2%	他	4件	22.2%
産業 (36事業)	上	0件	0.0%	上	0件	0.0%
	同	4件	11.1%	同	3件	8.3%
	下	29件	80.6%	下	31件	86.1%
	他	3件	8.3%	他	2件	5.6%
都市整備 (22事業)	上	5件	22.7%	上	5件	22.7%
	同	2件	9.1%	同	1件	4.6%
	下	11件	50.0%	下	11件	50.0%
	他	4件	18.2%	他	5件	22.7%



事務局では、1市2町の行政サービスなどの現状を把握するため、住民に密接したサービスなど事務事業191項目について、1市2町それぞれの事業内容を並べ、さらに行政サービス水準全体を把握するため、新潟市のサービス水準を基準に2町のサービス内容を比較した総括表を作成し、説明が行われました。これらについて、委員からの質問や意見交換が行われ、その結果、次のように①原則として、新潟市の制度に統一する。
 ②亀田町、横越町の優れた制度については、激変緩和措置の仕組みを検討する。
 ③亀田町・横越町の制度を参考に、新潟市の制度内容改善の可能性について検討する。
 事務局では、確認事項に基づいて今後、調整案を作成し、次回以降の協議会に報告を行い、協議を進めていくことになりました。
 なお、今回の協議会での資料は、随時広報に掲載していく予定ですが、協議された資料・議事録等は「亀田町ホームページ」、「新潟市・亀田町・横越町合併問題協議会ホームページ」等で閲覧できるほか、町公民館・役場企画調整課でも閲覧できます。

2月21日(木)、新潟市内のホテルにおいて新潟市・亀田町・横越町合併問題協議会が開催されました。第2回目となる今回は、「新潟市・亀田町・横越町の沿革・現況について」、「協議会での協議事項について」、「各種事務事業の調整について」等が話し合われました。

第2回 新潟市・亀田町・横越町 合併問題協議会 (その1)

新潟市・亀田町・横越町の現況 (一部抜粋)

人口・世帯・面積など

(1)人口・世帯・面積

区分	新潟市 (黒埼町含む)	亀田町	横越町
人口	527,324人	32,061人	10,795人
世帯数	203,283世帯	10,217世帯	2,940世帯
面積	231.91km ²	16.82km ²	23.62km ²

(平成12年国勢調査)

(2)年齢(3区分)別人口

区分	新潟市		亀田町		横越町	
	人口	総人口対比率(%)	人口	総人口対比率(%)	人口	総人口対比率(%)
年少人口(0~14歳)	73,990	14.0	4,775	14.9	1,735	16.1
生産年齢人口(15~64歳)	362,148	68.7	21,555	67.2	7,032	65.1
老年人口(65歳~)	88,857	16.9	5,731	17.9	2,027	18.8
不祥	2,329	0.4	0	0.0	1	0.0
合計	527,324	100.0	32,061	100.0	10,795	100.0

(平成12年国勢調査)

■亀田町ホームページ

URL <http://www.town.kameda.niigata.jp/>

■新潟市・亀田町・横越町合併問題協議会ホームページ

URL <http://www.niigata-inet.or.jp/nky-gappeimondai>

■問い合わせ

役場企画調整課 ☎381-2111

上記の総括表は、191項目の事務事業の比較(一覧表)については、次回以降掲載予定に基づいて作成されたものです。1市2町の事務事業について優劣をつけたものでなく、行政サービス水準をマクロ的に示したものであり、協議の参考としたものです。

実施日	会場	時間
4/8(月)	早通神明会館前	9:30~10:30
	農協市場前(旭3丁目)	10:50~11:40
	郷土資料館(新明町1丁目)	13:10~14:00
4/9(火)	五月町集会場前	9:30~10:10
	東区民会館前	10:40~11:40
	町民会館前	13:10~14:30
4/10(水)	第一中島・大月会館前	9:30~10:10
	城山会館前	10:40~11:30
	新栄信用組合稲葉支店前	13:10~14:00
	亀田町役場車庫前(泉町3丁目)	14:30~15:30

集合注射の日程と会場

狂犬病は、狂犬病ウイルスを持つ犬、キツネなどの動物に噛まれて発症するもので、いったん発症するとほぼ100%死に至るといふ恐ろしい病気です。

日本では、昭和32年から狂犬病は発生しておりませんが、近年の動物の輸入の増大、また漂流動物の侵入などを考えますと、日本だけ大丈夫とはいえない現状です。

よって、狂犬病予防注射を受けることは、皆さんが狂犬病に対して安心して生活ができる第一歩なのです。

狂犬病予防集合注射

あなたの愛犬を狂犬病から守りましょう

4月に町内10カ所で、平成14年度狂犬病予防集合注射を行います。登録済みの方にはお知らせはがきを郵送します。裏面の犬の健康状態の間診について記入し、当日必ずお持ちください。

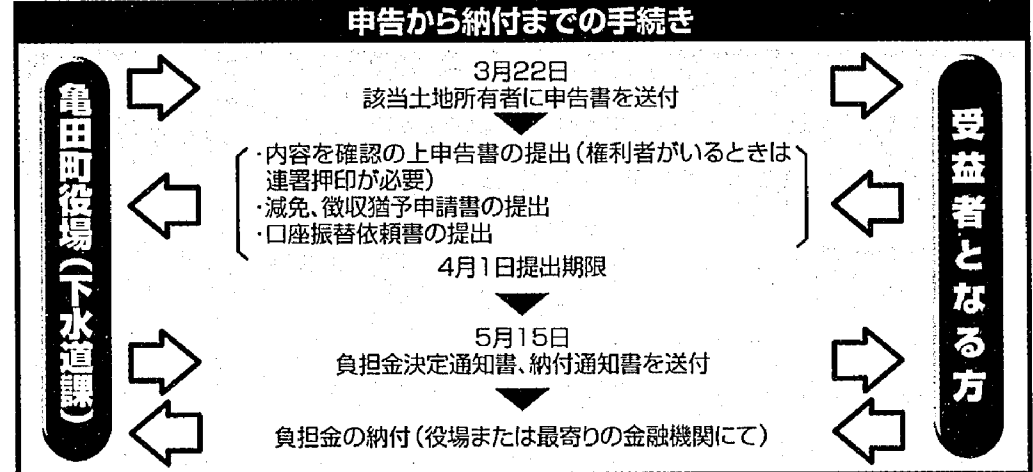
新しく犬を飼いだした方は日程を一覧のうえ、直接会場へお越しください。

- 【持参するもの】**
- 登録済みの方
 - ▽手数料(1頭に付き) 3,100円(注射)
 - ▽はがき
 - 新しく犬を飼いだした方(生後91日以上)
 - ▽手数料(1頭に付き) 6,100円(登録と注射)
 - ▽印鑑
- 【注意事項】**
- ◎当日は、犬を押さえられる方が連れてきてください。飼い主が押さえられない場合は、注射をしません。
 - ◎体調が悪い犬は、事前に獣医師に相談してください。
 - ◎飼い犬が死んでいたり、行方不明の場合は、役場環境生活課(☎381-2111 内線155)にご連絡ください。
 - ◎集合注射の日程で受けられない場合は、はがきを持って動物病院で受けてください。
 - ◎フンの始末用にちり紙ビニール袋などを持参してください。
- 問い合わせ 役場環境生活課 ☎381-2111 内線155

下水道受益者負担金の負担をお願いします

町では快適な生活環境づくりをめざして公共下水道整備事業を進めています。この度早通と泥濘の一部の区域内の土地所有者から下水道受益者負担金の負担をお願いすることになりました。なお、該当する方へは別にお知らせします。

- 受益者負担金とは**
- 下水道は、道路や公園のように一般の公共施設と違って整備することによって利用できる方が限られます。このため建設費を町の税金だけでまかなおうとすると下水道の恩恵を受けない方々にまで負担をかけ、公平な負担の原則に反することになります。そこで建設費の一部を下水道整備によって利益を受ける方々に負担してもらい、より一層の整備促進をしようというのが受益者負担金です。
- 4月1日までに申告を**
- 賦課対象区域内の土地所有者には受益者申告書を送付します。申告書の内容を確認し、必要事項を記入押印の上、提出してください。減免や徴収猶予の適用を受けようとする方は申請書も一緒に提出してください。
- 納付方法は一括納付がお得**
- 納付書は5月15日に発送します。受益者負担金の納付方法は全額を5年に分割し、さらに1年分を4期(5月・8月・11月・2月)に分け、合計20回で納めていただけます。また納期内にまとめて納付すると前納報奨金が交付されます。特に全額を5月31日までに一括納付した場合、納付額に対して約8%の割引があります。



■問い合わせ 役場下水道課 ☎381-2111 内線292

国民健康保険だより

国保なんでも **Q&A**

素朴な疑問にお答えします

- Q** 退職すると必ず国民健康保険に入らなければならないのでしょうか。
- A** 必ず国民健康保険に加入しなければならないというわけではありません。退職後の健康保険は、次の3つから選択することができます。
- Q** ① ほかの世帯員の会社の健康保険の「被扶養者」になる。
- A** 一定の条件を満たせば、ほかの世帯員の会社の健康保険の「被扶養者」になることができます。該当する人は、勤務先を通じて手続きしてください。
- Q** ② 退職前に加入していた健康保険の「任意継続加入」を希望する。
- A** この場合は退職後20日以内に、社会保険事務所へ手続きしてください。※退職者医療制度に該当する方は年金証書もお持ちください。(広報かめだ3月1日号参照)
- Q** ③ 国民健康保険に加入する。
- A** 亀田町の国保に加入します。14日以内に役場国保係へ離職票か、社会保険の喪失連絡票と印かんを持って手続きしてください。
- Q** 国民健康保険のいろいろな手続きは、会社でやってくれないでしょうか。
- A** 会社では健康保険の手続きはできませんが、国民健康保険の手続きはできません。就職し、会社の健康保険に加入した場合は必ず役場国保係にて、国保脱退の手続きをしてください。(印かんと、両方の保険証を持参してください。)
- Q** 会社をやめて国民健康保険に入り直した。収入がないので、国民健康保険税の所得割額がかわらないのでしょうか。
- A** 国民健康保険の所得割額は、加入年度の前年の収入が対象です。
- Q** 例え、平成14年3月末で退職して、4月に国民健康保険に加入すると、在職中の平成13年(1月~12月)中の収入が対象となりますので、収入額によっては所得割額がかかります。
- Q** うっかり国民健康保険に入らないうちに、病気になるまでいままじまじ。国民健康保険に加入することになったので、国民健康保険加入の届け出をしましたが、国民健康保険税は届け出した月以降の分を納めればよいのですか。
- A** 国民健康保険の強制加入は、国民健康保険の強制加入は、国民健康保険に加入して資格がなくなった時点までさかのぼって国民健康保険に加入していただきます。
- Q** したがって、仮にこの期間に全く医者にかかっていなかったとしても、国民健康保険税は最長3年間分、まとめて納入していただくこととなります。
- Q** 国民健康保険に加入していない人にも、納税通知書が来ることがありますか。
- A** 国民健康保険の通知や届け出は世帯主名で行われます。世帯主がほかの健康保険加入者で、国民健康保険に加入していない人も、その世帯員に国民健康保険加入者がいれば、世帯主あてに納税通知書が送られます。
- Q** 交通事故でけがをした場合でも、国民健康保険の保険証で受診することができますか。
- A** 本来、交通事故やケンカ、仕事中のけがなど、第三者の行為によるけがや病気が、加害者が医療費を負担するものです。しかし、一時的な負担が大きくならないように、被害届を国民健康保険に提出することで、国民健康保険の保険証で受診することができます。
- Q** この場合、国民健康保険は、後日加害者に立て替え分を請求することになりますか。
- A** 国民健康保険は、後日加害者に立て替え分を請求することになります。

国民健康保険に関する問い合わせ先 役場住民課国民健康保険係 ☎381-2111 内線157、158

アスパーク亀田体験水泳教室参加者募集

●申し込み・問い合わせ●

〒950-0144 亀田町大字茅野山1857-1 亀田町総合体育館内 各教室係
☎ 381-1222

【体験水泳教室】 定期(8回)水泳教室【4月15日号に掲載予定】の体験(1回)コースです。
定期教室選択のご参考にしてください。

教室名	内容	期日	定員	料金 【該当定期券】	申込方法 【持ち物】
体験(1回)水泳教室	クロール①：午前	4/13(土) (9:50~10:50)	各15人 15才以上 (中学生不可)	教室参加費 無料 施設利用料 1回 500円 【全施設・プール】 定期券をお持ち の方は不要。	・広報掲載日より、 来館または電話にて お申し込みください。 ・定員になり次第締 め切り 【水着・水泳帽子・ タオル】
	〃：午後	4/10(木) (14:40~15:40)			
	〃：夜	4/12(金) (18:30~19:30)			
	クロール②：午前	4/13(土) (11:00~12:00)			
	〃：午後	4/10(木) (13:30~14:30)			
	〃：夜	4/12(金) (19:40~20:40)			
	クロール③：午後	4/9(火) (13:30~14:30)			
	〃：夜	4/13(土) (18:30~19:30)			
	背泳ぎ：午後	4/11(木) (13:30~14:30)			
	〃：夜	4/10(木) (19:40~20:40)			
	平泳ぎ：午後	4/9(火) (14:40~15:40)			
	〃：夜	4/10(木) (18:30~19:30)			
バタフライ：午後	4/11(木) (14:40~15:40)				
〃：夜	4/13(土) (19:40~20:40)				

*各教室とも施設利用料金は1回につきの料金です。 *都合により予定を変更することがございます。あらかじめご了承ください。



入学準備はできているか？ 290人が小学校へ入学

この春290人が町内の小学校へ入学します。お友達がいつばいできるというですね。でも、新しい環境には、なにかと不安もあることでしょう。次のポイントに注意して、入学に備えてください。

- ★健康な体で
目や歯などに悪いところがあったら、入学前に治療しておきましょう。
- ★返事をはつきりと
「はい」「いいえ」は相手への返事だけでなく、自分の考えを確かめる意味もあります。はつきりと言いましょ。
- ★自分のことは自分で
着替えや道具の用意・後始末も、みんな自分でやらなければなりません。自分でできるように、練習しましょう。
- ★早起きの習慣
通学時間が、保育園・幼稚園より早くなります。規則正しい生活で、早起きの習慣をつけましょう。
- ★持ち物の分別を
ランドセル、履物入れなど、自分の持ち物の分別ができるように、名前をつけましょう。

入学通知はまだ届かない方や紛失された方は、学校教育課へお問い合わせください。
お問い合わせ 学校教育課
☎ 381-2111
内線251

平成14年度 奨学生を募集します。

対象者 亀田町に居住し、県内の高等学校に入学(在学)する優秀な生徒で、経済的理由により就学が困難な方。

奨学金 月額12,000円
返還期間 卒業後10年以内(無利子)
申請手続き、問い合わせ
4月10日(木)までに教育委員会学校教育課へ願書を取りに来てください。
☎ 381-2111
内線251

毎年、県内外からレベルの高い選手も多数参加します。他県の選手との交流を深めるとともに高度な技術を身に付けるチャンスです。

この春290人が町内の小学校へ入学します。お友達がいつばいできるというですね。でも、新しい環境には、なにかと不安もあることでしょう。次のポイントに注意して、入学に備えてください。

この春290人が町内の小学校へ入学します。お友達がいつばいできるというですね。でも、新しい環境には、なにかと不安もあることでしょう。次のポイントに注意して、入学に備えてください。

この春290人が町内の小学校へ入学します。お友達がいつばいできるというですね。でも、新しい環境には、なにかと不安もあることでしょう。次のポイントに注意して、入学に備えてください。

毎月、県内外からレベルの高い選手も多数参加します。他県の選手との交流を深めるとともに高度な技術を身に付けるチャンスです。

毎月、県内外からレベルの高い選手も多数参加します。他県の選手との交流を深めるとともに高度な技術を身に付けるチャンスです。

毎月、県内外からレベルの高い選手も多数参加します。他県の選手との交流を深めるとともに高度な技術を身に付けるチャンスです。

毎月、県内外からレベルの高い選手も多数参加します。他県の選手との交流を深めるとともに高度な技術を身に付けるチャンスです。

松本 晋太郎さん(向陽高校2年) 全国高校選抜ボクシング大会に出場



(写真左)

3月24日から福井市で行なわれる「全国高校選抜ボクシング大会」のウエルタ1級に、向陽高校2年で曙町1丁目にお住まいの松本晋太郎さんが出場します。晋太郎さんが出場します。「高校生になってからボクシングを始めた。」という松本さん。北信越大会において、相手をRSC(レフリーストップ)勝ちで全国大会出場の切符を手にし、「ベスト16位という成績を残したインターハイよりいい成績を残したい。」と気合の入ったスパーリングなどの練習に汗を流しています。大会での活躍を期待します。

KIND (亀田国際交流協会) 外国語講座の受講生を募集します。

平成14年度より、英会話講座は初級クラスと中級クラスのクラス別講座となります。受講者の皆さんは、自分のレベルにあったクラスを選択することが可能となりました。

初級英会話講座	◆開催日	毎週金曜日
中級英会話講座	◆開催日	毎週金曜日
中国語サークル	◆開催日	毎週水曜日

【共通事項】
◆時間 午後7時30分~9時
◆会場 亀田町公民館
◆参加費 英会話 ◆会員2,500円/月 ◆一般3,000円/月
◆参加費 中国語 ◆会員2,000円/月 ◆一般2,500円/月
◆申し込み 活動日に直接会場で受け付けています。
◆問い合わせ 亀田町国際交流協会連絡所 (役場企画調整課内) ☎381-2111 内線234

平成14年度「道路ふれあい月間」推進標語の募集

募集テーマ 道路は国民共有の、つまりあなたの財産です。(みんなが道路と親しみ、ふれあい、常に広く、美しく、安全に、共に楽しく利用しましょう。)

応募方法 応募はがき(役場建設課にあります)または官製はがきに、標語1点と氏名、住所、電話番号、性別、年齢、職業

2m(奥行) 1ブリスにつき1,000円(障害のある方は免除)

募集出店数 35ブリス (障害のある方優先、申し込み多数の場合は抽選)

申込締切 3月24日(日) その他

抽選結果は3月31日(日)までに当方より連絡します。連絡のない場合は出店できません。

当日のつり銭、机、椅子等は各自で用意ください。

問い合わせ 新潟県障害者交流センター ☎381-8110 ☎381-1478

お問い合わせ 国土交通省 道路局道路交通管理課 ☎03-5253-8111 内線37423 ip/kyougou/ http://www.architecture.

お知らせ 土星食(土星が月に隠れる)を見よう 日時 3月20日(水) 午後7時~9時 ※当日、月や星が見えない場合は中止。

場所 アスパーク亀田 駐車場 問い合わせ 亀田町屋つきクラブ ☎381-3832 青山

4月の保健行事

健診・指導・相談

内 容	対 象	期 日
4カ月児健診	平成13年12月生まれ	4月15日(月)
1歳半児健診	平成12年10月生まれ	4月16日(火)
3歳児健診	平成11年3月生まれ	4月17日(水)
母親学級(1回目)	平成14年3月中に届出した妊婦及び希望者	4月11日(木)
母親学級(2回目)	1回目終了者	4月18日(木)
母親学級(3回目)	原則として1月の受講者(お父さんも学べる内容です)	4月25日(木)
離乳食講習会	平成13年12月生まれ	4月9日(火)

予防接種

内 容	対 象	期 日
ツベルクリン反応検査	平成13年12月生まれ	4月24日(水)
ツ反判定及びBCG	ツベルクリン反応検査を受けた方	4月26日(金)
ポリオ(1回目)	平成13年8月~10月生まれ	4月19日(金)
ポリオ(2回目)	平成13年1月~3月生まれ	4月10日(水)
	平成13年4月~7月生まれ	4月17日(水)

三種混合・麻しん・風しん・日本脳炎の予防接種は町委託医療機関で受けていただく個別接種です。

◇故渡辺シツエさんのご遺族、渡辺健策さん(東本町5丁目)より、地域福祉

善意のご寄付

感謝します

—お詫ごと訂正—
3月1日号で掲載した公民館まつり体験学習の中で、陶芸クラブ体験学習(3月23日土曜)の費用を無料と記載しましたが、500円(材料代)の誤りでした。お詫びして訂正いたします。

※掲載を希望されない方は、届け出の際に住民課窓口までお申し出ください。
※掲載漏れがあった場合、企画調整課広報係までご連絡ください。

故人	世帯主	町 名	区
荒木 藤一(82)	三 田	東本町1	2
田村 ヨシ(90)	新 作	東本町2	2
齋藤 真(82)	トシ	東本町2	13
本田 タイ(92)	孝子	砂 岡2	33
佐藤 トミ(90)	裕	茅野山	42
山崎キヨノ(83)	杉本吉則	茅野山	42
坂上 成司(72)	泰 蔵	早 通	43
玉井 祐吉(87)	和	早 通	43
鷲尾 宏美(54)	德 八	早 通	43
麻生恵美子(54)	昭三郎	城 山3	49

ごめいぶく (2月16日~28日届出)

事業に役立ててほしいとご寄付いただきました。
◇廣嶋 顕さん(旭3丁目)を代表とする地域の皆さんから、社会福祉事業に役立ててほしいと、車椅子3台を寄贈いただきました。

告知板

お酒で悩んでいる方
お気軽にご相談を
土曜

■時間 午後7時~9時

■ところ 公民館

■担当 断酒会会員

※個人の秘密は厳守します。

行政相談 4月3日(水)
午前9時~正午

■ところ 社会福祉協議会(新明町1)

☎(381)7221

■相談委員 鈴木 紀子さん

※公共機関の仕事への苦情、相談を受け付けます。
お気軽にご相談ください。

心配ごと相談所 毎週 火曜

■時間 午前9時30分~午後3時

■ところ 社会福祉協議会

(新明町1)

☎(381)7221

※この時間内に、電話での相談も受け付けます。
個人の秘密は厳守、お気軽にご相談ください。

犬・猫の引取り 3月28日(木)

■時間 午前8時30分~9時

■ところ 役場環境生活課

■手数料 1匹

(3カ月未満の子犬・子猫は10匹まで)

1、630円分の県の収入証紙

(銀行にて販売)

事情により飼えなくなった犬・猫を引き取ります。希望者は前日までに役場環境生活課に連絡してください。

☎(381)2111 内線155